

住宅宿泊管理者 各位

九州地方整備局建政部建設産業課

住宅宿泊事業法における宿泊者名簿への記載等の徹底について

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

国内におけるテロ等の不法行為を未然に防止するため、不特定多数の者が利用する住宅宿泊事業法に基づく届出住宅においては、同法第36条において準用する第8条第1項の規定により、住宅宿泊管理者が備え付ける宿泊者名簿に必要な事項を正確に記載することを始めとする適正な運営の確保をお願いしてきたところです。

今般、民泊利用者の身元確認が十分でない、京都市内の複数の民泊施設を拠点に持続化給付金の不正受給の申請を繰り返していたことの報道があったことを踏まえ、改めて宿泊者名簿への記載等の徹底に関し、下記の内容について適切にご対応いただくようお願いいたします。

記

- 1 宿泊者に対し、宿泊者名簿への正確な記載を働きかけること。
- 2 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること。なお、旅券の写しの保存により、当該宿泊者に関する宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の欄への記載を代替しても差し支えない。
- 3 営業者の求めにも関わらず、当該宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は、当該措置が国の指導によるものであることを説明して呈示を求め、さらに拒否する場合には、当該宿泊者は旅券不携帯の可能性があるものとして、最寄りの警察署に連絡する等適切な対応を行うこと。
- 4 警察官からその職務上宿泊者名簿の閲覧請求があった場合には、捜査関係事項照会書の交付の有無に関わらず、当該職務の目的に必要な範囲で協力すること。

なお、当該閲覧請求に応じた個人情報の提供は、捜査関係事項照会書の交付を受けない場合であっても、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項第4号に基づく適正な措置であり、本人の同意を得る必要はないものと解される。

【担当】

九州地方整備局 建政部 建設産業課

TEL 092-471-6331（内線6157）

FAX 092-476-3511